



# 認定経営革新等支援機関の現状について

平成28年12月8日

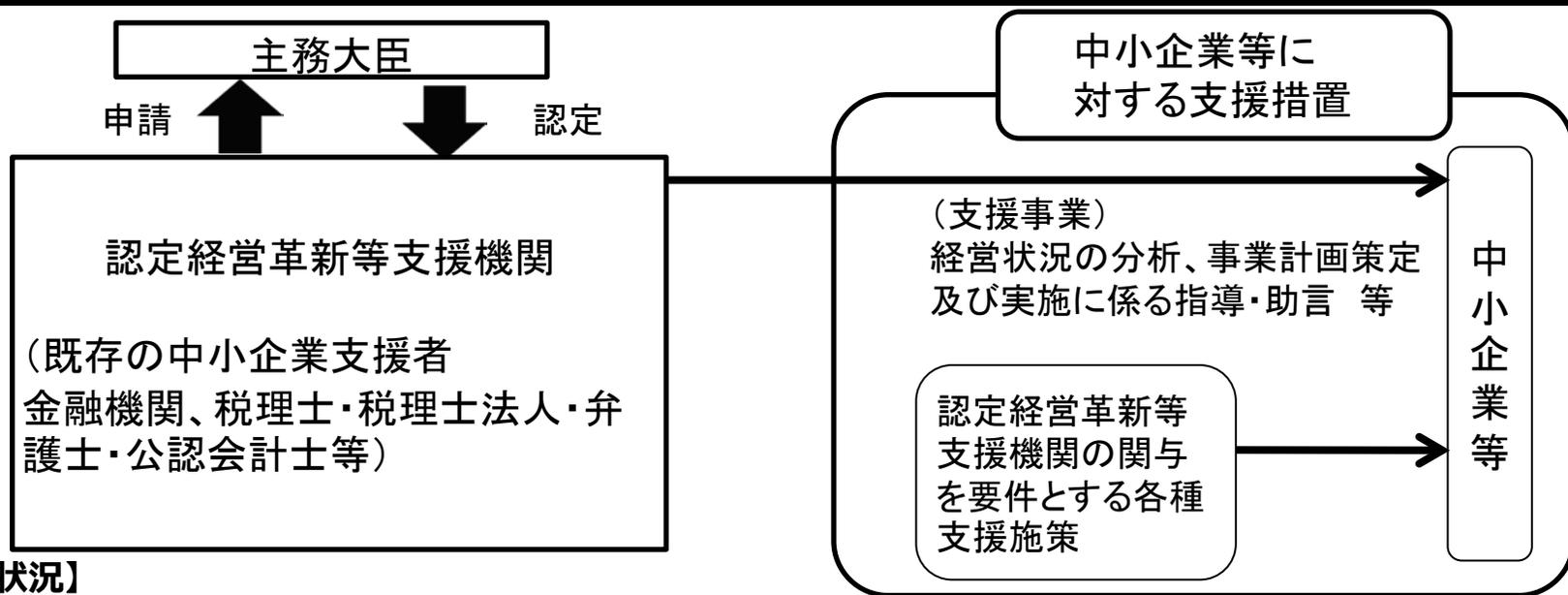
中小企業庁

# 認定経営革新等支援機関の概要

1. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現 中小企業等経営強化法）の一部改正により、本制度を措置（平成24年8月30日施行）

## 2. 認定基準

- ① 税務、金融及び財務に関する専門的な知識を有していること。
- ② 法定業務（経営革新等支援業務）に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること。
- ③ 業務を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。



## 【直近の認定状況】

| 税理士    | 税理士法人 | 公認会計士 | 監査法人 | 弁護士   | 弁護士法人 | 商工会 | 商工会議所 | 中小企業団体中央会 | 中小企業診断士 | 民間コンサルティング会社 | その他 | 金融機関 | 合計     |
|--------|-------|-------|------|-------|-------|-----|-------|-----------|---------|--------------|-----|------|--------|
| 17,567 | 2,157 | 1,998 | 67   | 1,470 | 90    | 47  | 370   | 43        | 492     | 556          | 382 | 487  | 25,726 |

※平成28年11月時点

※本認定数には、商工会単会や、金融機関等の支店等の数は含まれていないが、例えば、商工会は47都道府県商工会連合会を認定することで、全商工会を認定支援機関としての体制に含めており、また、金融機関についても同様に、本店を認定することで、各支店を認定支援機関としての体制に含めている。

# 認定経営革新等支援機関制度の趣旨等

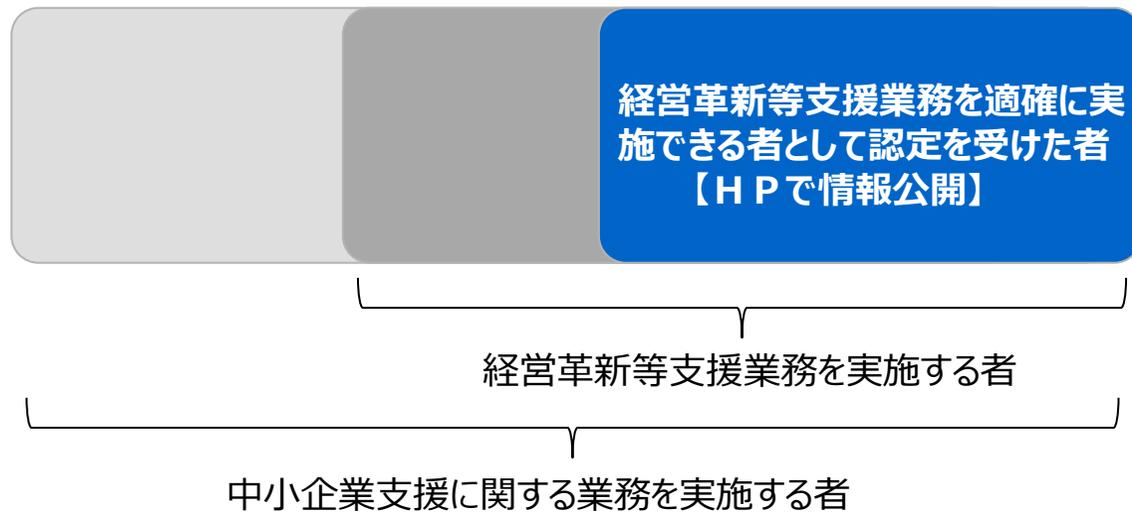
## 本制度の趣旨

- ①本制度は、「経営革新等支援業務」を適確に実施できる者を国が認定するもの。
- ②「経営革新等支援業務」は認定を受けた者以外の者も実施できるが、当該認定制度を設けることで、中小企業が経営革新等に関する取組をするに当たり、安心して当該取組に関する経営支援を行える者を選択できるようにすることを目的としている。
- ③その上で、各認定経営革新等支援機関が具体的にどのような活動を行っているか中小企業が選択できるよう、各経済産業局のHPに必要情報を掲載し、（独）中小企業基盤整備機構のHPに検索システムを設けている。

## ①経営革新等支援業務の内容

- 経営革新若しくは異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業、
  - 経営力向上を行おうとする中小企業等、
- の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- 経営革新のための事業、
  - 異分野連携新事業分野開拓に係る事業、
  - 経営力向上に係る事業、
- の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な事業

## ②認定経営革新等支援機関の位置づけ



# 認定経営革新等支援機関の認定基準

## 1. 知識に関する基準

【要件】（省令及び基本方針で規定）

税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること又は同等以上の能力を有していること。

【具体的内容】（Q & Aで明記。）

以下のいずれかを満たしている必要がある。

- ① 士業法や個別業法において、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識が求められる国家資格や業の免許・許可を有すること。
- ② 中小企業等経営強化法の規定に基づく経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与した後、当該計画の認定を3件以上受けていること。
- ③ ①②を満たさない場合は、（独）中小企業基盤整備機構が実施する税務等の知識付与を目的とした研修を受講し、試験に合格すること。

## 2. 実務経験に関する基準

中小企業等に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること又は同等以上の能力を有していること。（省令及び基本方針で規定）

※ 上記を満たしていない場合、（独）中小企業基盤整備機構が実施する計画策定の演習等による実践向けの研修を受講し、試験に合格すること。（Q & Aで明記）

## 3. 体制に関する基準

経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。（基本方針で規定）

※ 個人の場合は事業基盤の有無のみを確認。

（1）1. 及び3. の基準は、経営革新等支援業務の適確な実施を確保することを目的としたもの。

（2）2. の3年の実務経験基準は、実質休業状況ではなかったかどうかを確認するもの。1年の経営革新等支援業務の実務経験基準は、より実践的な経営革新等の取組支援を行えるか確認するもの。

# 認定経営革新等支援機関に対して求めてきた活動

- 認定経営革新等支援機関に対して、「経営革新等支援業務」のほか、経営課題全般に対する支援や中小企業支援施策と連携した支援活動も求めてきたところ。

## 1. 経営革新等支援業務関係

### ①経営状況の分析等

経営革新等を行おうとする中小企業の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュフロー見通し等の経営状況に関する調査・分析。

### ②事業計画の策定・実行支援

経営状況の分析等の結果に基づく中小企業の経営革新等に係る事業の計画（経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画等）の策定及び計画の円滑な実施に係るきめ細かな指導及び助言。

### ③モニタリング支援

経営革新等に係る支援を実施した案件の継続的なモニタリング。

等

## 2. 経営課題全般に対する支援関係

中小企業の経営改善や創業、新事業展開、事業再生等の中小企業の抱える経営課題全般に関する指導及び助言。

## 3. 中小企業支援施策と連携した支援関係

中小企業支援施策の周知や補助金、融資制度等を活用する中小企業の支援（経営革新等に関連する補助金や融資制度で、申請の際に補助対象事業に係る事業計画の策定に関する認定経営革新等支援機関の支援を要するものについては、当該事業計画策定支援が1.の経営革新等支援業務にも該当。）。

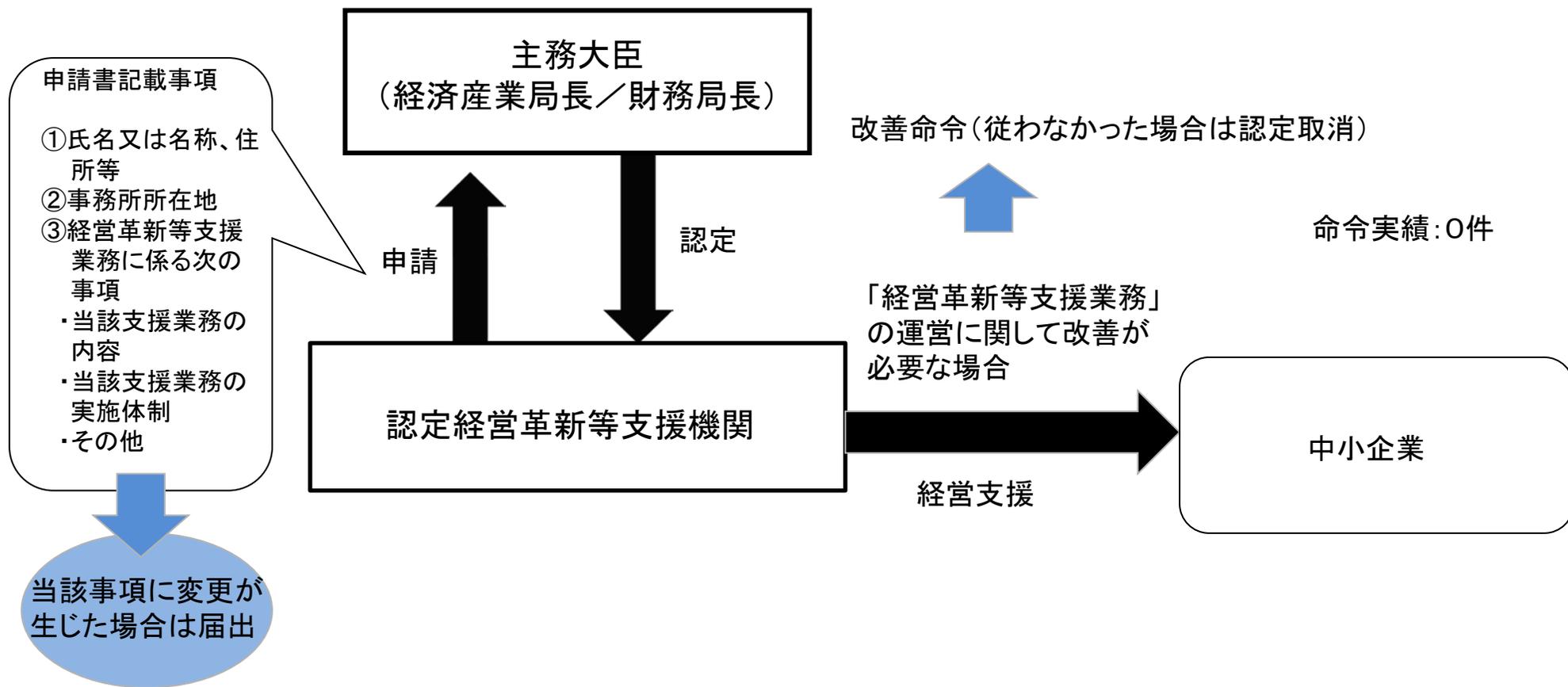
# 認定経営革新等支援機関の活動状況～補助金等に対する関与～

- 一部の補助金等は、事業計画等の実効性確保のため、認定経営革新等支援機関が事業計画等の策定に関与することを申請要件としている。

|   |                                  |   |
|---|----------------------------------|---|
| <p>革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金</p> <p>※ 上記の名称は平成28年度補正予算の名称であり、名称変更を行っている。</p>                    | 平成24年度～28年度(全て補正予算)              | 申請件数(累計):117,995件<br>※平成24年度～27年度補正までの実績                                  |
| <p>創業・第二創業促進事業</p> <p>※ 上記の名称は平成28年度予算の名称であり、名称変更を行っている。</p>                                  | 平成24年度～26年度(全て補正予算)、27年度及び28年度当初 | 申請件数(累計):27,534件<br>※平成24年度～26年度補正及び平成27年度当初までの実績(平成28年度当初から、申請要件としなくなった) |
| <p>経営改善計画策定支援事業</p> <p>(認定経営革新等支援機関が経営改善計画の策定を支援した中小企業に計画策定費用等を補助)</p>                        | 平成25年度～平成28年度                    | 申請件数(累計):11,033件<br>※平成25年度～平成27年度までの実績                                   |
| <p>中小企業経営力強化資金</p> <p>(認定経営革新等支援機関が事業計画策定に係る助言等を行った経営革新等を行おうとする中小企業に対する日本政策金融公庫による低利融資)</p>   | 平成24年度～平成28年度                    | 融資件数(累計):19,520件<br>※平成24年度～平成27年度までの実績                                   |
| <p>経営力強化保証制度</p> <p>(金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて、事業計画の策定及び計画の実行に係る進捗報告を行う中小企業に対する信用保証料の減免)</p>   | 平成24年度～平成28年度                    | 保証件数(累計):9,849件   |
| <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制</p> <p>(認定経営革新等支援機関から経営改善に関する指導・助言を受けた中小企業が経営改善に資する設備を導入した場合の税制措置)</p> | 平成25年度～平成28年度                    | 適用件数(累計):8,755件<br>※平成25年度及び26年度の実績                                       |

# 認定経営革新等支援機関制度の運用

- 申請時の申請書記載事項に変更が生じた場合は、変更届けを提出することが必要。
- 「経営革新等支援業務」の運営に関してのみ、本法に基づく行政処分の対象。



届出実績:3,673件(平成28年11月現在)

# 認定経営革新等支援機関の活動状況の見える化に係る取組

- 各経済産業局のHPで、全ての認定経営革新等支援機関の情報を公開している。
- また、(独)中小企業基盤整備機構のHPで検索サイトを開設し、中小企業者が求めている支援内容に対応できる認定経営革新等支援機関が検索できるようになっている。

## 1. 各経済産業局のHP

- ①全認定経営革新等支援機関の情報を掲載。
- ②名称、種別、所在地、連絡先は、原則、全ての機関について記載。
- ③セールスポイント、相談対応が可能な内容、支援可能業種、主な補助金支援実績、連携している支援機関については任意で記載。

## 2. (独)中小企業基盤整備機構のHP

- ①中小企業庁が実施する認定経営革新等支援機関に対する活動状況に関する任意調査の回答者の情報を掲載。
- ②各経済産業局のHP記載事項と基本的には同じ事項を掲載。
- ③ただし、相談内容について、得意分野を掲載の上で、各分野に係る支援内容を掲載。事業者の求めに適した支援機関を検索できるようにしている。
- ④検索性数は、約28万件(平成28年11月現在)

# (具体例) 各経済産業局のHP及び検索サイトの画面

## 【経済産業局HP】

※都道府県毎に、認定日順に掲載。  
 名称、店舗名、種別、金融機関属性、本店・支店  
 PRポイント  
 所在地、連絡先  
 具体的相談内容等  
 支援可能業種  
 主な補助金支援実績  
 連携支援機関  
 参加している地域プラットフォーム  
 ミラサポへの登録  
 認定号、認定日

### 中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関の検索

中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関の検索については、以下のエクセルファイルをご覧ください。

[関東経済産業局管内以外の認定支援機関についてはこちら。\(中小企業庁のサイトへ\)](#)

認定支援機関は業態、支援可能な分野、支援の特徴など様々でありますので、相談の内容によって認定支援機関をお選びいただき、直接、電話、メール等で支援のご依頼をしてください。

管内認定支援機関データ (平成28年11月17日更新)

- [茨城県\(EXCEL:364KB\)](#)
- [栃木県\(EXCEL:278KB\)](#)
- [群馬県\(EXCEL:357KB\)](#)
- [埼玉県\(EXCEL:826KB\)](#)
- [千葉県\(EXCEL:548KB\)](#)
- [東京都\(EXCEL:3,908KB\)](#)
- [神奈川県\(EXCEL:990KB\)](#)
- [新潟県\(EXCEL:404KB\)](#)
- [山梨県\(EXCEL:180KB\)](#)
- [長野県\(EXCEL:396KB\)](#)
- [静岡県\(EXCEL:610KB\)](#)

この一覧は認定経営革新等支援機関からの申告に基づき作成したものであり、国はこの一覧に掲載されている情報の利用に伴って発生した不利益や問題について何ら責任を負うものではありません。情報の正確性や信頼性については、御自身で御確認・御判断ください。

この相談内容等に掲載している〇印は、認定経営革新等支援機関が申請時等に記載した具体的相談内容等において多数の認定経営革新等支援機関が記載した用語を分類し、当該用語が使われている場合に付けているものになります。

[経営革新等支援機関について](#)

## 【認定経営革新等支援機関Aを検索した場合の(独)中小企業基盤整備機構・検索システム画面】

| [検索結果] ←認定経営革新等支援機関名 |  |
|----------------------|--|
| 店舗名                  | [検索結果]   |
| 認定支援機関種別             | 税理士  |
| 金融機関                 |  |
| 本店・支店/支所             | 本店   |
| 住所                   | [検索結果]   |
| 連絡先                  | [電話] 03 [FAX] 03 [メール] [URL]   |
| 具体的な活動実績等            |  |
| (1)                  |  |
| 支援分野                 | 経営革新   |
| 支援内容                 | 海外展開、経営知識、事業計画策定・財務分析、IT利活用(情報発信・付加価値向上)   |
| 具体的な活動実績等            | 内需型企業に対する収益性向上に向けた組織再編、幹部教育、事業承継、人事評価制度構築支援や海外展開企業へのMA並びにPMI実施   |
| 支援可能業種               | 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの) |
| 日時                   |  |
| 主な補助金支援実績            | ものづくり・商業・サービス革新補助金(1件)   |
| 連携支援機関               |  |
| 認定号(認定日)             | 第04号認定(2013年3月21日)   |

# 認定経営革新等支援機関の活動状況の把握

- 「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に基づき、毎年、定期的に認定経営革新等支援機関に対して、活動状況等に関する任意調査を実施。
- 平成26年には、支援を受けた中小企業に対してもアンケートを実施。

## 1. 認定経営革新等支援機関に対する任意調査

これまで、平成26年度及び平成27年度に実施。

### ①調査対象機関数

平成26年度：19,788機関

平成27年度：23,143機関

### ②回収率

平成26年度：42.8%

平成27年度：31.1%

### ③主な調査項目

得意分野及び得意な支援内容、関与した補助金の採択実績、経営状況の分野や事業計画策定支援の実施状況、支援後のモニタリング実施状況、支援機関との連携状況 等

## 2. 中小企業者に対するアンケート調査

平成26年度に実施。

### ①調査対象事業者数

17,600事業者

### ②回収率

44.4%

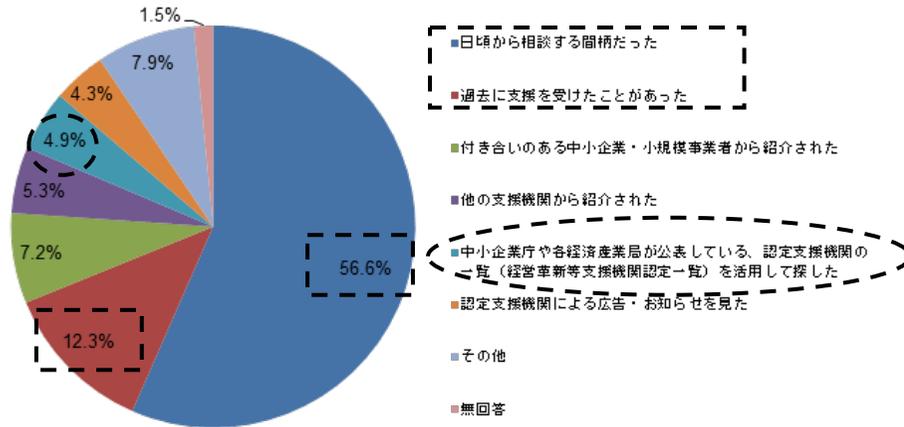
### ③主な調査項目

補助金活用時に認定経営革新等支援機関を選んだ経緯及び理由、採択後のフォローアップ、補助金活用時以外で支援依頼をした経営課題及び支援内容 等

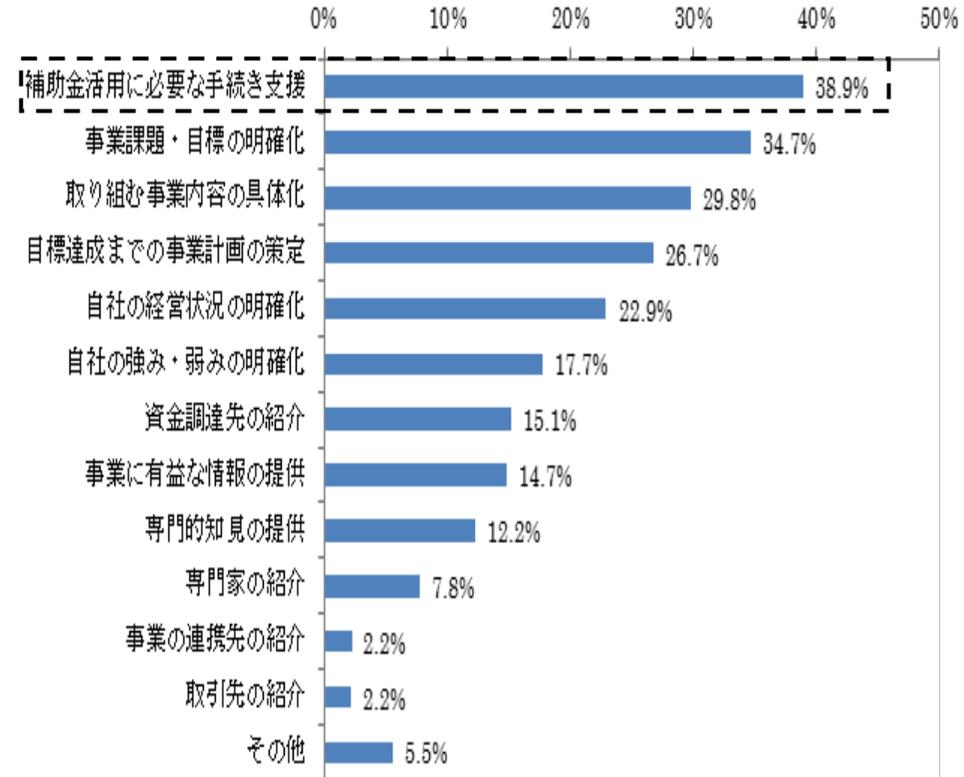
# 認定経営革新等支援機関の活動状況の把握

- 認定経営革新等支援機関を選んだ経緯（補助金活用時）は、日頃からの相談相手であったり過去に支援を受けたことがあったからという理由が約7割。HP検索等で調べたのは5%程度。
- また、申請時に受けた支援内容は、補助金活用に必要な手続き支援が最も多くなっている。
- 補助金活用時以外では支援を受けていない事業者が約半数となっている。

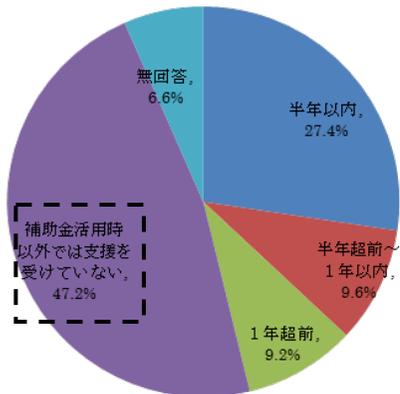
【補助金申請時に認定経営革新等支援機関を選んだ経緯】



【補助金申請時の支援内容】



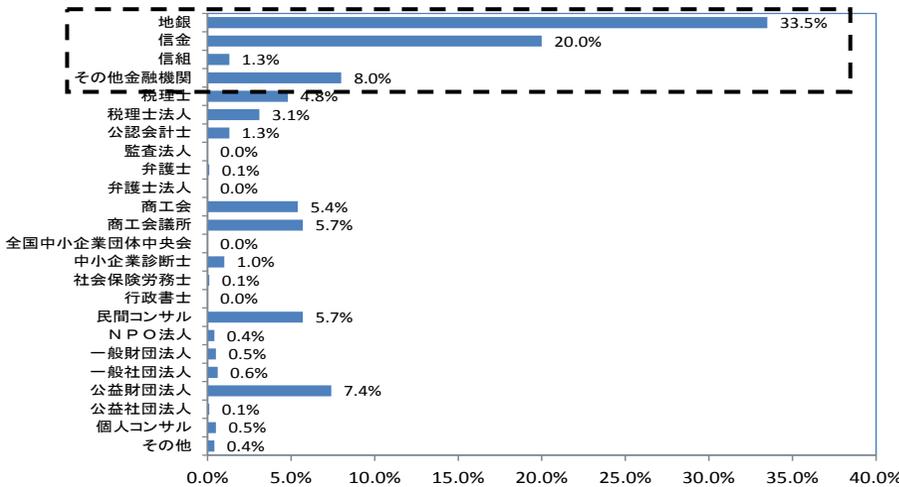
【補助金申請活用時以外の関係】



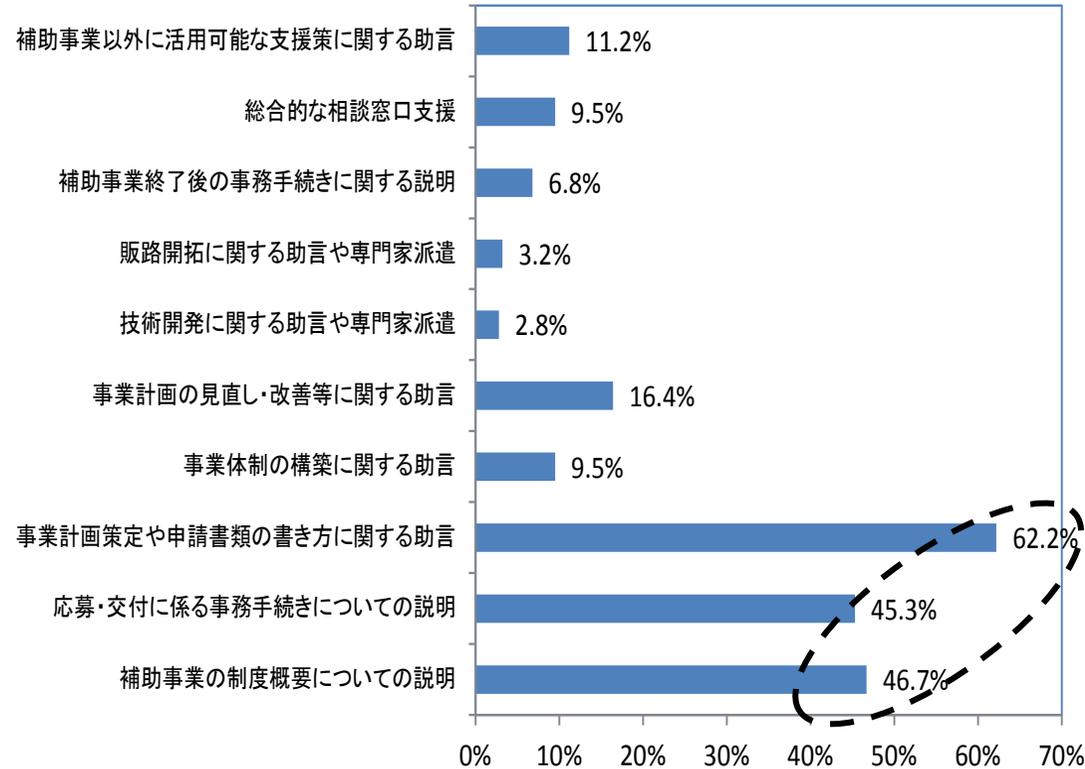
# 認定経営革新等支援機関の活動状況の把握

- ものづくり補助金の申請サポートをした認定経営革新等支援機関は、金融機関が6割超。経営改善計画策定支援事業に関与した当該機関は、税理士が約57%。
- ものづくり補助金採択事業者へのアンケートでは、申請時のサポートは評価が高い一方、補助金採択後における助言等の支援に係る評価は必ずしも高くない。

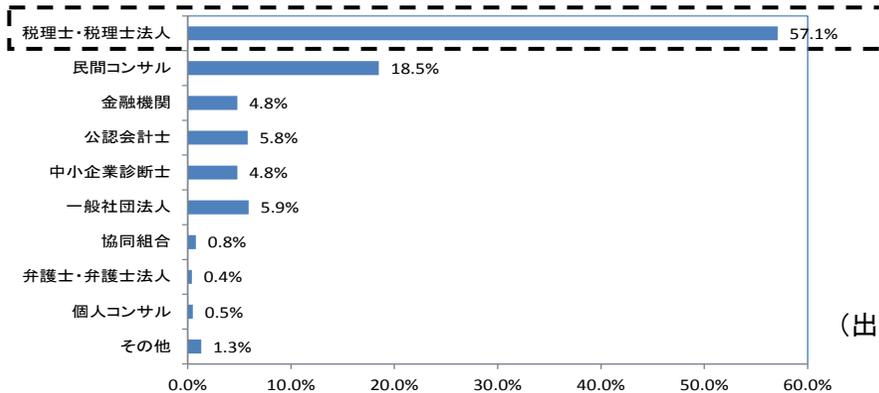
①ものづくり補助金の申請に際して事業計画の確認を受けた認定経営革新等支援機関



③認定支援機関に対する評価（期待どおりであった支援）



②経営改善計画策定支援事業に関与した認定経営革新等支援機関



(出所)①③:全国中小企業団体中央会による補助金採択事業者に対するアンケート調査(平成27年11月)

②:中小企業庁調べ